

## 競争入札設計図書等に関する回答書

令和6年5月10日

福島県企業局いわき事業所長

工事番号	第24-60110-0025号(2/3)
工事名	トンネル調査委託(隧道点検調査)
質問事項	
<p>1. 接合井には車で近づくことは可能でしょうか。</p> <p>2. 第1隧道～鮫川隧道の間に水路橋がありますが、一气通貫で隧道間の移動は可能でしょうか。</p> <p>3. 各隧道の内空寸法や接合井の坑口部の大きさが確認出来る資料があれば、事前にご提示いただけますでしょうか。</p> <p>4. 本業務の「その他地質調査」において、「間接調査費」の「施工管理費(直接調査費×0.7%)」が計上されておられません。 本業務では、「施工管理費」は計上されていないものと考えてよろしいでしょうか。また、計上されていない場合、契約締結後に別途協議の上、設計変更の対象として頂けませんか。</p> <p>5. 本業務の「その他地質調査」における「旅費交通費」については、福島県の設計業務等標準積算基準(R6.4.1一部改正)「第1節 積算基準 1-2-2 旅費交通費の率を用いた積算(1)旅費交通費の率を用いた積算(宿泊・滞在を伴わない業務の場合)」の「地質調査業務」の算定式によって算出した費用を計上するものと考えてよろしいでしょうか。 異なる場合は、適用されている算定方法をご教示願います。</p> <p>6. 本業務の「その他地質調査」において、「隧道点検調査業務」に係る電子成果品作成費が記載されておられません。 「隧道点検調査業務」の項目において、「電子成果品作成費(=4.7x<sup>0.38</sup>)」については、今回計上されていないものと考えてよろしいでしょうか。 もし計上される場合は、適用されている積算基準をご教示願います。 また、計上されていない場合、契約締結後に別途協議の上、設計変更の対象として頂けませんか。</p>	

7. 本業務の「解析等調査業務」における「旅費交通費」については、福島県の設計業務等標準積算基準 (R6. 4. 1 一部改正)「第1節 積算基準 1-2-2 旅費交通費の率を用いた積算 (1)旅費交通費の率を用いた積算 (宿泊・滞在を伴わない業務の場合)」の「調査、計画業務」の算定式によって算出した費用を計上するものと考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、適用されている算定方法をご教示願います。
8. 本業務の「解析等調査業務」における「電子成果物作成費」については、福島県の設計業務等標準積算基準 (R6. 4. 1 一部改正)「第3節 積算基準 3-1 電子成果物作成費」の「その他の設計業務 (5.1 x 0.38)」の算定式によって算出した費用を計上するものと考えてよろしいでしょうか。異なる場合は、適用されている算定方法をご教示願います。

#### 回 答 事 項

1. 第1 隧道余木田側 (余木田接合井) : 車での接近及び駐車可能です。  
第1 隧道鮫川水管橋側 : 車での接近及び駐車不可です。  
鮫川隧道鮫川水管橋側 : 車での接近は可能ですが、長時間の駐車は市道であることやスペース等を考えると基本的に不可です。  
鮫川隧道高柴ダム側 : 車での接近及び駐車可能です。  
(資料1~3)
2. 水路橋 (鮫川水管橋) 管内の移動は不可ですが、水管橋上の歩廊を徒歩で行き来することは可能です。(資料2)
3. 隧道内空寸法は鮫川隧道、第1 隧道どちらも1900×1900、接合井坑口部寸法等は別添資料のとおりです。(資料1~4)
4. 本業務の積算は、その他地質調査 (費目コードX4000) と解析業務 (費目コードX5000) を使用しており、福島県土木部設計業務等標準積算基準 (令和5年10月1日 (令和6年4月1日一部改正)) の第2章地質調査標準歩掛等の第5節の基準を適用していますが、本節には施工管理費の項目がありませんので計上しておりません。なお、設計変更の対象とするかについては、特記仕様書第8条に基づき協議することはできません。
5. 貴社のご理解のとおりです。
6. 本業務の積算は、その他地質調査 (費目コードX4000) と解析業務 (費目コードX5000) を使用しており、福島県土木部設計業務等標準積算基準 (令和5年10月1日 (令和6年4月1日一部改正)) の第2章地質調査標準歩掛等の第5節の基準を適用していますが、第5節の5-1の (注) にあるとおり、解析業務を同時発注する場合はX4000には電子成果物作成費を計上しないとありますので、計上しておりません。なお、設計変更の対象とするかについては、特記仕様書第8条に基づき協議することは

できますが、積算基準に明記されているため原則として計上できません。

7. 福島県の設計業務等標準積算基準（R6.4.1一部改正）「第1節 積算基準 1-2-2 旅費交通費の率を用いた積算（1）旅費交通費の率を用いた積算（宿泊・滞在を伴わない業務の場合）」の「地質調査業務」の算定式によって算出した費用を計上しています。
8. 貴社のご理解のとおりです。